

以上、歳入合計十万円でございます。
続きまして歳出について申し上げます。

総務管理費ですが、四万二千元を計上いたしました。これは清算金徴収事務等にかかる事務経費でございます。
次に、換地清算交付金ですが、五万五千元を計上いたしました。これは一般会計に繰り出しするものでございます。
予備費につきましては三千円を計上させていただきました。

以上、歳出合計十万円でございます。

慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださるようお願いを申し上げます、説明いたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十二号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十二号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二十六 議案第三十三号 平成元年度福生市下水道事業会計予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田 進君登壇）

○建設部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第三十三号 平成元年度福生市下水道事業会計予算に

つきまして御説明を申し上げます。

本予算につきましては、昨年比一・三・二％増となっており、特に昨年、下水道使用料条例の改正に伴いまして使用料金が増となることから、一般会計からの繰入金が八千四百万円、八・四％減となっております。また消費税関連につきましては、歳入で補助金及び起債を二千九百万円を見込み、歳出で四千三百六十万円を見込んでおります。公共下水道整備につきましては、今年も引き続き下の川改修工事を初めといたしまして、幹線及び枝線の整備と事業運営面では維持管理の充実と水洗化のなご一層の促進に努めてまいりますので、よろしくお願いをいたしたいと存じます。それでは、予算の内容につきまして御説明を申し上げます。八五ページをお開きをいただきたいと思います。

総則でございますが、第一条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十五億二千八百六十一万一千円と定めようとするものでございます。内訳は第一表歳入歳出予算で後ほど御説明を申し上げます。

第二条では、債務負担行為について、第二表債務負担行為によることを定めようとするものでございます。

第三条では、地方債について定めようとするものでございます。

第四条では、一時借入金の借入最高額を三億円と定めようとするものでございます。

次に、八六ページをお開きをいただきたいと思います。第一表歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。内訳といたしましては、下水道事業受益者負担金で十六万一千円は滞納繰越分が主なものでございます。西住宅地区周辺排水路維持管理負担金五十三万二千円は、歳出経費のうち事務委託に基づきまして羽村町及び瑞穂町から負担を願うものでございます。また下水道費負担金といたしまして五千四百八十一万二千円は、下の川改修工事に伴いまして一般会計からの道路分を負担していただこうとするものでございます。

次に、使用料及び手数料の下水道使用料で五億八千五百万三千円でございますが、これは使用水量で約七百六十九万七千立方メートル分と滞納繰越分でございます。

次に、国庫支出金でございますが、三億二千二百九十三万二千円のうち、国庫負担金の一千七十七万一千円は流域下水道負担金に基づき横田基地分として防衛施設庁からの負担金でございます。国庫補助金三億一千二百七十六万一千円でございますが、この内訳といたしましては下水道管渠埋設費補助金で一億二千九百七十八万円、これは中央排水

区及び本町排水区での二件の雨水管渠の埋設でございます。また、下の川改修事業に伴います補助金一億八千二百九十八万一千円でございます。

次に、都支出金でございますが、都補助金の一千六百三十四万八千円は、補助対象事業五件分及び建設省補助対象事業二件分に対するものでございます。

次に、繰入金の他会計繰入金でございますが、九億一千万円でございます。一般会計からの繰り入れてでございます。

次に、繰越金で二千万円でございますが、これは前年度からの繰越金でございます。

次に、諸収入で六百九十二万三千円を計上いたしました。内訳といたしましては、延滞金で一千円、預金利子で九十二万一千円で、これは歳計現金預金利子と預託金利子でございます。貸付金元利収入で六百万円を計上いたしました。雑入の一千円は自動車事故等損害保険金の科目存置でございます。

次に、市債で六億一千九十万円でございますが、公共下水道事業債五億二千四百十万円、流域下水道債八千七百八十万円でございます。

以上、歳入合計が二十五億二千八百六十一万一千円と相なるものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費の総務管理費で五億三千二百三十三万七千円を計上いたしました。主なものを申し上げますと、職員十三名分の人件費八千九百六十四万六千円、委託料では都水道局に委託となっております使用料徴収事務委託料五千九百八十四万三千円と管渠清掃委託料三百九十九万、管渠調査委託料六百七十七万七千円でございます。また、工事請負費では一千二百四十九万九千円、これは維持管理補修工事費で人孔ふたかけ調整及び管渠補修工事費等でございます。負担金、補助及び交付金では流域下水道維持管理負担金三億三千七百九十一万九千円で、これは処理水量で約八百六十三万三千立方メートルを見込んでおります。水洗便所改造特別助成金七十万円は生活保護家庭の持ち家二件分の補助金でございます。

次に、事業費の下水道整備費で十億八千八十二万四千円を計上いたしました。主なものを申し上げますと、職員二名分の人件費一千百十六万円、委託料で管渠設計委託料二千四百十五万四千円、下の川改修事業に伴う管理委託料六百二十二万四千円、工事請負費では八億二千五百五十二万五千円でございますが、内容といたしましては雨水管の埋

設工事延長約千三百メートルの施工と汚水ます設置工事でございます。また下の川改修工事費であります。今年度の施行場所は、清水坂から上流に田園球場の東の端までの延長二百四十メートルを、内りて幅四メートル、深さ二・九メートルから二・六メートルのボックスカルバートに改修しようとするものでございます。負担金、補助及び交付金では、昭島市に事務委託となっております昭島市残堀二号幹線工事に伴う負担金一千三百八十七万七千円、下の川改修関連で道路整備事業に伴う下水道事業会計持ち分四千六百七十二万六千円、多摩川上流処理場の施設増設に伴う建設負担金一億二千三百六十万円でございます。補償、補填及び賠償金で二千二百二十二万円は管渠埋設に伴う地下埋設物等移設補償料及び樹木補償料でございます。

次に、公債費で九億八千一百一十五万五千円は公共下水道事業債、流域下水道事業債の借入金の元金償還金二億三千五百二十六万円、利子償還金六億六千五百五十六万八千円、一時借入金の利子といたしまして九十八万七千円でございます。

次の予備費でございますが、一千三百六十三万五千円によりまして、歳出合計が二十五億二千八百六十一万一千円と相なるものでございます。

次に、八八ページをお開きをいただきたいと思います。第二表債務負担行為でございますが、防衛施設周辺道路整備事業下の川分負担金が二カ年にわたることから、期間及び限度額を四千八百四十一万円と定めようとするものでございます。

第三表地方債でございますが、公共下水道事業債として、限度額五億二千四百十万円、利率七%以内、流域下水道事業債として八千七百八十万円、同じく利率七%以内とするものでございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） 幾つかお聞きしたいんですが、一つは下水道使用料の料金改定を行いました。それによって改定による増額になる金額は、この予算書におきましては幾らになるのか。その金額が一つ。

それから、例年、確認の意味も含めましてお聞きしている数字といたしましては、基地下水の排水、これにかかわる使用料なんですけれども、いわゆる大口扱い——一本とした場合と、いわゆる今の福生市の扱いによるその差額の金額は、この予算書の下水道使用料という点から見ればどのぐらいになるのかということ、その二つ。

それから、一般質問等でも若干質疑をいたしたわけでございますけれども、消費税は当分の間やらないというだけであって、当然、下水道会計もそういう形になるのかと思えますけれども、料金改定をして初めての年になるわけですから、当分の間とは、一九八九年度、その期間の以降のことなのか、当分の間というのは一九八九年度のうちにそういう期間というのが来るのかどうなのか、その辺もうひとつはつきりお聞きしたいなと思っております。以上です。

○助役（浅見裕康君） 三点目の消費税の当分の間転嫁しないということでは、はっきり表明しているわけでございますけれど、これが何年度中なのかどうかという御質問でございますけれども、いろいろ諸般の事情をやはり勘案した中で判断をしていきたいと思っております。したがって、とりあえず当面本日の時点では明快に期限ということはお答えできません。当分の間、据え置くというような形でひとつ御理解をちょうだいしたいと思います。

○建設部長（森田 進君） 初めの二点でございますけれども、一つは料金改定に伴う増額はどのぐらいになるのかというところでございますが、この予算上から見まして約九千四百万円でございます。

それから、基地の使用料を大口にした場合との比較で、差がどのぐらいに出てくるのかという御質問でございますが、これは今回の予算の中で見ますと三千九百七十万円ほどの数字になってきております。以上でございます。

○十一番（松山 清君） 数字的なものはわかりました。

そうしますと、当分の間ということとは当分の間だということにその域から出ないわけですが、たとえれば、これは大変あいまいな表現なわけであって、単に、だから四月一日時点で課さないというだけで、当年度、いわゆる一九八九年度中にも消費税をかけ得るということも当然含んでいるというふうに解釈せざるを得ないわけですよ。いってみれば、環境さえ整えばやるんだと、他市もやれば一緒にやるということであって、そういうことであれば、いわゆる施政方針演説で得々とそういうことを、さもやらないとれるような形でも、ある面ではとれるような形とというのは、非常にそれはいってみれば看板倒れと私は言わざるを得ないと思うんですね。

本当に施政方針演説に書いて、その当分の間ということを書きとって表明するということであれば、少なくとも、この一年度というぐらいのことは言えるはずであって、その一年度そのものも言えないということであれば、これは単なる四月一日時点でやらないというだけであって、これはまことに残念なことなんですけれども、どうもその部分での信頼関係は私は成り立たないような気もしてならないわけですが、ただ、この際、申し上げておきますことは、こうした消費税そのものが極めて国民の反対を押し切って通ったものということと同時に、地方自治体がそのお先棒を担いでこれを押しつけをするというようなことは決してあってはならないわけですし、十分、一般会計ではもちろんそうですし、特別会計におきまして、そうしたことを負担をかけない、同時に当市の場合はなおさら料金改定もやっておりますので、そういうことを考えたらまさかこの下水道使用料条例に消費税を上乗せするなんていうこととはないと考えたいと思います。

また、そのことを強く要望しておきたいと思えますし、同時に政府の方にもそうした廃止を要求していただきたということも強く申し上げて、この場はその程度にしておきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十三号は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十三号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二十七 議案第三十四号 平成元年度福生市受託水道事業会計予算を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田 進君登壇）

○建設部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第三十四号 平成元年度福生市受託水道事業会計予算

につきまして御説明を申し上げます。

本年度予算につきましては、昭和六十三年度との比較におきまして約八・五%の増額となっておりますが、この主なものは消費税に伴う経費と配水管布設替経費の増によるものでございます。

それでは内容について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、一二九ページをお開きをいただきたいと思います。総則でございますが、第一条歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ七億四千五百三十八万三千円と定めようとするものでございます。

次に、一三一ページをお開きをいただきたいと思います。第一表歳入歳出予算でありますが、歳入は受託水道事業収入の七億四千五百三十八万三千円でございます。

歳出につきましては受託水道事業費のうち、水道管理費として六億五千六百七十五万一千円を計上いたしました。この内容といたしましては、浄水費が六千三百六十七万七千円で、主なものは水源ポンプ運転のための動力費二千八百八十万円、導水管の布設替工事費一千五百四十一万八千円でございます。

次に、配水費といたしまして四億三千三十万三千円の計上ですが、この主なものは十名分の人件費と配水ポンプの動力費一千八百万円、都道掘削復旧監督事務委託料四百八十四万一千円、漏水調査委託料五百十五万円、配水管移設工事設計委託料九百四十二万五千円、配水管の道路関連布設替工事で一億二百二十二万八千円、布設替工事一億八千九百四十万一千円でございます。

次に、給水費といたしまして四千三百四十三万五千円を計上いたしました。主なものは量水器等取替委託料七百十八万二千円、給水管漏水修繕工事七百十八万五千円でございます。

次に、受託事業費につきましては六百十万八千円で職員一名分の人件費、都道掘削復旧監督事務委託料等でございます。

次に、事務費といたしまして一億一千三百八十三万八千円を計上いたしました。この主なものは十二名分の人件費、水道職員全員の退職手当組合負担金、さらに検針の委託料一千五百四十三万四千円等でございます。

次に、建設改良費といたしまして八千八百六十三万二千円を計上いたしました。このうち水道改良費といたしまして七百二十一万円で、第六・七・八水源現場操作盤取替工事三百九万円と、第八水源の水中ポンプ取替及び井戸浚渫

工事四百十二万円でございます。

次に、水道建設費で八千四百四十二万二千円を計上いたしました。主なものは、配水管新設工事費五千二百四十六万三千円でございます。

以上、歳出合計七億四千五百三十八万三千円を計上した次第でございます。大変複雑な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十四号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十四号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二十八 議案第三十五号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田 進君登壇）

○建設部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第三十五号 市道路線の認定について御説明を申し上げます。

今回御提案するのは二路線でございます。まず市道第三一一号線につきましては、玉川上水にかかる五丁橋の南

側に位置する仮称熊川緑地の新設に伴います取り付け道路でありまして、幅員が六メートル、延長が八十五・二メートルの道路でございます。既に用地買収が完了いたしましたして工事も三月で完了するために、道路法第八条第二項の規定によりまして認定しようとするものでございます。

起点を大字熊川八〇五―二一番地先に、終点を大字熊川一三五九番地の七番地先と定めるものでございます。

次の市道第一二六三号線につきましては、玉川上水にかかります熊野橋の西側に位置いたします仮称中福生公園の新設に伴います取り付け道路でございます。幅員が四メートル、延長が五十八・五メートルの道路でございます。これにつきましても、既に用地買収が完了し、工事も三月で完了するために、道路法第八条第二項の規定によりまして認定しようとするものでございます。

起点を大字福生四四一―一番地先に、終点を大字福生四四四―三番地先にと定めようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明ですが、慎重御審議の上、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げまして、説明にかえさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十五号は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十五号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第二十九 議案第三十六号 市道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田 進君登壇）

○建設部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第三十六号 市道路線の廃止につきまして御説明を申し上げます。

本路線は市道第四六号線でございまして、玉川上水にかかる五丁橋の南側に位置します幅員一・八二メートル、延長六・三三メートルの短い道路でありまして、先ほど路線認定をお願いいたしました市道第三一―一―号線にすっぽりと包まれてしまう形で存在をしております。つきましては、市道第三一―一―号線と重複認定ということになりますので、本路線を道路法第十条第一項の規定によりまして廃止しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。説明にかえさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第三十六号は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第三十六号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第三十 陳情第一―一―号 年金制度改悪に反対する意見書採択を求める陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で意見を終わります。

陳情第一一一号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第三十一 陳情第一一二号 国民健康保険に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で意見を終わります。

陳情第一一二号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第三十二 陳情第一一三号 年金制度の改悪をやめ、改善を求める陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で意見を終わります。

陳情第一一三号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第三十三 陳情第一一四号 消費税の廃止を求める陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で意見を終わります。

陳情第一一四号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長（村尾栄次君） 日程第三十四 陳情第一一五号 消費税の導入に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で意見を終わります。

陳情第一一五号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第三十五 陳情第一一六号 リクルート疑惑解明に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で意見を終わります。

陳情第一一六号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第三十六 陳情第一一七号 年金制度改革に関する陳情書を議題といたします。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で意見を終わります。

陳情第一一七号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、厚生委員会に付託いたします。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明九日から二十三日までの十五日間、休会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって明九日から二十三日までの十五日間、休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は、三月二十四日午前十時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後六時五十分 散会

写

福総庶発第三千二百六十三号

平成元年三月七日

福生市長 石 川 彌 八 郎 印

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

追加議案の送付について

平成元年第一回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第三十七号 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

二 議案第三十八号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三 議案第三十九号 福生市の休日定める条例

四 議案第四十号 福生市の一般職の職員の平成元年三月期期末手当の支給割合を定める条例

陳情第一一五号

消費税の導入に関する陳情書

シャープ以来戦後最大の税制改革とされる消費税を中心とする税制改革法案は、極めて異例の自民党の強行採決の乱発の末、圧倒的な国民の反対を無視し、十二月二十四日参議院本会議で可決成立、四月一日に実施されることになりました。

消費税は、買物をするたびに、サービスを受けるたびごとに、問答無用で税金を取り立てる大型間接税以外の何物でもなく、世界中のどこにも例のない大悪税です。

竹下首相は消費税について、逆進性、不公平感拡大、非課税世帯の重負担、税率引き上げ、納税コスト増、物価上昇、消費税の価格への転嫁の「七つの懸念」を問題にしていますが、最近では地方財政問題に加え、免税点や簡易課税による事業者への課税の不徹底と「九つの懸念」を挙げ、懸念は増えるばかりで、現在この懸念は一向に解消されておりません。

このような現状の中で四月一日に消費税が実施されることになれば混乱が起ることは明白です。

私たちは消費税の撤回に向け、左記事項について政府など関係機関へ意見書を提出するなど必要な対策を進めるよう要請します。

記

- 一、消費税の四月実施は延期し、不公平税制の改革を進め、消費税は撤回すること。
- 二、自治体の公共料金へは消費税の転嫁を行わないこと。

以上

平成元年三月三日

陳情者

立川市曙町二一五二〇

三多摩春闘共闘会議

議長 森 川 隆 志 ㊦

青梅市勝沼一三九一

西多摩地区労働組合協議会

議長 川 向 末 男 ㊦

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

陳情第一一六号

リクルート疑惑解明に関する陳情書